

2 4 道州制を見据えたうえでの「特別自治市」の創設など大都市の魅力と活力を高める地方分権改革の推進

(内閣府・総務省)

京都市をはじめとする指定都市は、市民に最も身近な基礎自治体であると同時に、大都市圏における中枢都市として全国の基礎自治体をリードしています。

しかしながら、現行の指定都市制度は、「暫定的な制度」として創設されたものであり、部分的な事務権限の移譲、道府県との不明確な役割分担、大都市特有の行財政需要や事務権限に対応していない税財政措置など、指定都市の持てる力を十分に発揮できない制度となっています。こうした制度の課題を抜本的に解消し、指定都市が成長戦略拠点として日本の発展を一層牽引していくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- 1 道州制を見据えたうえでの、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自立的、総合的に推進できる、新たな大都市制度「特別自治市」の創設
- 2 大都市に対する道府県と同等の大幅な事務権限の移譲とそれに見合う自主財源の保障
- 3 大都市の実態に合った税財政措置等
 - (1) 大都市特有の財政需要を考慮した消費・流通課税、法人所得課税などの配分割合の拡充強化
 - (2) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
 - (3) 地方の自由度の拡大につながる国庫補助負担金の廃止及びそれと一体となった税源移譲
 - (4) 大都市の実態を反映させた地方交付税制度の見直し
 - ・ 地方交付税総額の確保
 - ・ 法定率の引上げにより地方財源不足額を解消し、臨時財政対策債を速やかに廃止
 - ・ 建設改良費への出資や地下鉄の運営支援などの大都市特有の財政需要を的確に反映する算定方法の見直し
- 4 社会保障と税の一体改革に伴う消費税率引上げが行われる際は、地方が担う社会保障関係費に係る財政需要を地方財政計画へ適切に反映させること

所管の省庁課：内閣府（地方分権改革推進室） 総務省（自治行政局行政課，自治財政局財政課，調整課，交付税課，自治税務局企画課，市町村税課）

京都市の担当課：行財政局 財政部 財政課 資金調達・財源調整担当課長 平野 徹 TEL 075-222-3288
行財政局 税務部 税制課 税制企画担当課長 佐藤晋一 TEL 075-213-5200

総合企画局 政策企画室 大都市制度・広域行政担当課長 阿部吉宏 TEL 075-222-3033

現行の指定都市制度の課題

① 特例的・部分的な事務配分

⇒ 迅速かつ主体的・総合的な行政運営に支障

- ・ 同一事務でも、一部の決定・執行権限が国や道府県に留保
- ・ 大都市として総合的な行政を運営するのに必要な事務が欠如（例）警察，労働行政，河川管理 等

② 道府県との不明確な役割分担

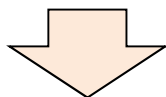
⇒ 非効率な二重行政の発生

- ・ 市域内で，道府県が類似施策等を実施（例）住宅施策，商店街振興施策，消費者施策 等

③ 責任・権限に応じた税財政制度の不存在

⇒ 受益と負担のねじれの発生

- ・ 道府県から移譲されている特例事務に見合う税制上の措置が不十分（府に代わって負担している経費約178億円のうち，約124億円が措置されていない*。）
- ※ 平成24年度予算に基づく概算



新たな大都市制度として「特別自治市」の創設が不可欠！

「特別自治市」とは…

- ・ 地方の事務とされているもの全てを一元的に処理
- ・ 市域内の道府県税と市税の全てを賦課徴収
- ・ 市域に行政区を設置し，一体的に大都市を運営

「特別自治市」創設による効果

① 地域実情に応じた施策展開

⇒ 住民に最も身近な基礎自治体である特別自治市は，道府県が事務を行うよりも，地域実情に応じた迅速かつ主体的な施策が展開

② 効率的な体制整備，行政コスト削減

⇒ 特別自治市が事務を一元的に処理することにより，事務がさらに効率的に執行され，無駄なコストが削減

③ 市民の利便性向上

⇒ 二重行政の完全な解消により，地方の事務に関する窓口は特別自治市に一本化されるなど，市民サービスが向上

④ 受益と負担のねじれの解消

⇒ 大都市の役割に応じた税制度となることにより，大都市特有の行政課題に対する税負担と受益の関係が明確化

⑤ 行政課題への的確な対応

⇒ 効率的な体制と事務・権限に見合った税源が確保されることにより，少子高齢化対策や公共施設整備・更新，あるいは成長分野への投資等，各大都市の行政課題に的確に対応

「特別自治市」の発展が当該都市にとどまらず，周辺地域の発展，ひいては日本全体の発展につながる。

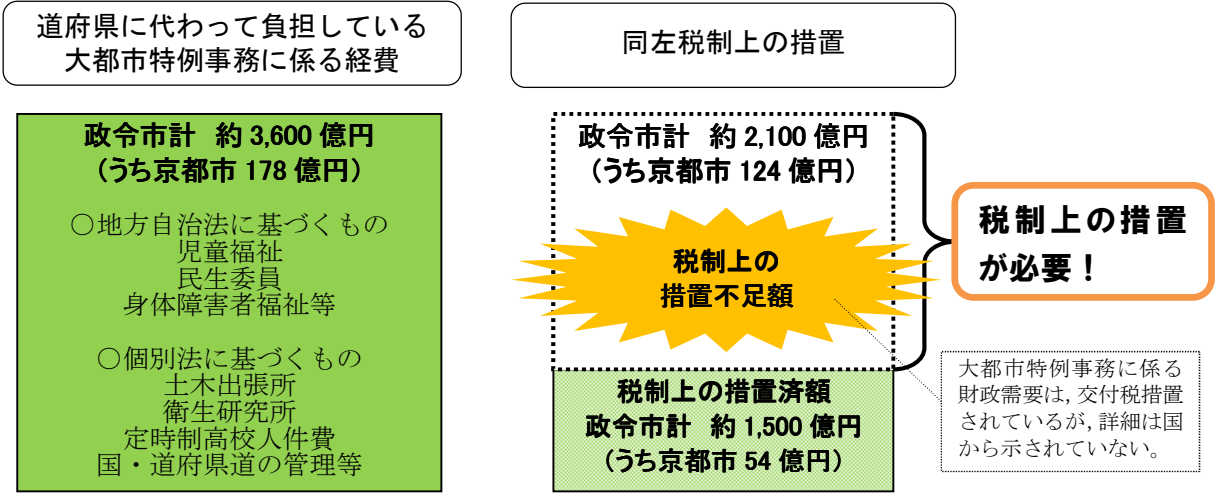
大都市の特性をいかし，個性豊かで活力に満ちた社会を実現！

大都市の実態に合った税財政措置等の確立

京都市をはじめ政令市は、「事務配分の特例」として、道府県に代わって、国道・府道の管理などの事務を行っているが、税制上の措置が極めて不十分

【大都市特例事務に係る税制上の措置不足額】

(平成24年度予算に基づく概算)

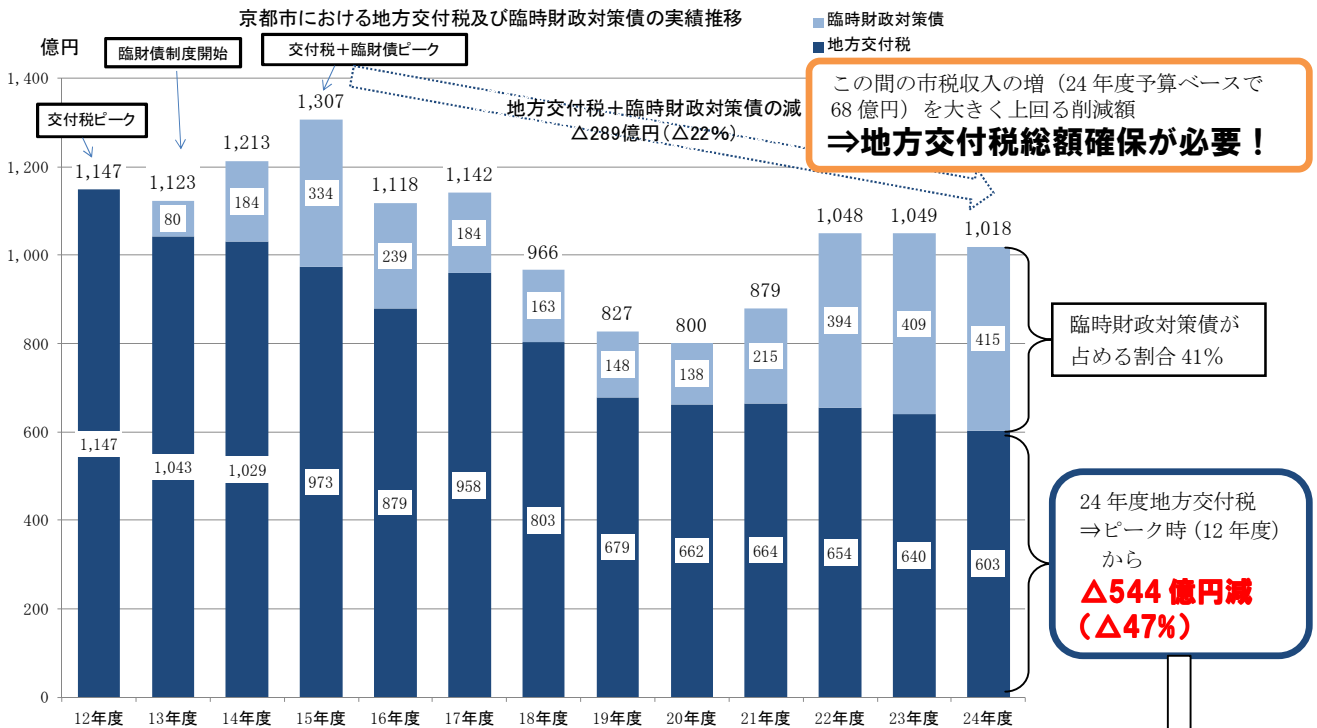


これに加えて、道府県から政令市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われる場合は、所要額について税制上の措置が必要!

○ 道府県費負担教職員給与費 政令市計約 7,600 億円※ (うち京都市約 410 億円※)

※平成24年度の地方交付税算入額に基づく推計 (各都道府県による独自加配分は含まない)

地方交付税の改革



臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、法定率の引き上げによる地方財源不足額の解消が必要!